

四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の移転を促進するため、市長が予算の範囲内で交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき大阪府が指定した土砂災害特別警戒区域内の建築基準法第3条第2項による住宅からの移転事業を対象とする。ただし、移転先住宅を建設する場合は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
- （2） 当該住宅における区域要件の建築制限の基準に適合すること。

（補助対象額）

第3条 補助対象額は、別表のとおりとする。

- 2 補助事業の区分ごとに千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（事前協議）

第4条 補助事業が複数年度にわたる場合は、補助金交付申請前に、対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、事前に協議を行わなければならない。なお、事業費の総額を変更する場合は、変更協議を行わなければならない。

（補助金交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、移転事業を実施する前に、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（補助金交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該内容を審査し、適用と認めたものについて予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について、条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(移転事業の着手)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該移転事業の着手7日前までに、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業着手届（様式第4号）を市長に届け出るものとする。

(補助金交付申請の変更及び事業の中止)

第8条 補助決定者が補助金の交付の対象となる事業の内容を変更するときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、市長の承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による承認申請があったときにおいて、その内容を審査し、適当と認めるときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額、その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助決定者は、やむを得ない理由により移転事業を中止しようとするときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業中止届（様式第7号）により速やかに市長に届け出るものとする。

4 市長が、前項の規定による四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金中止届（様式第7号）を受理したときは、第6条に規定する補助金交付決定は、取り消されたものとみなす。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、移転事業が完了したときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該書類を審査し、補助金交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による通知を受けたときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金請求書（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に当該通知に定める補助金の交付確定額を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付について付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。
 - (5) 移転事業の遂行の見込がないとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときにおいて、当該取消しに係る補助金をすでに交付しているときは、四條畷市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

（指導及び助言）

第14条、市長は、移転事業の適正かつ円滑な執行を図るために、補助決定者に対し、必要な報告を求め、指導及び助言をすることができる。

附 則

この要綱は平成29年 5月 2日から施行する。

この要綱は平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は令和2年 4月 1日から施行する。

この要綱は令和6年 8月 1日から施行する。

別 表

経費の区分	補助事業の内容	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却費)	移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」を限度とする。
危険住宅の除却等に要する経費 (引越等費)	移転を行う者に対して、危険住宅の引越等に要する費用を交付する事業	1戸当たり975,000円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費(建設助成費)	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要する資金を金融機関から借入れた場合において、当該借入金利息(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210,000円(建物3,250,000円、土地960,000円)を限度とする。